

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税の直前対策

Q：私も、高齢になってきたので、相続が心配です。簡単にできる対策があれば教えてください。

A：相続対策にもいろいろありますが、実行しやすいものを簡単にご説明しましょう。

① 奥さんへの自宅の贈与

結婚して20年以上たっている場合、自宅または自宅を取得ための金銭等を2000万円までは奥さんに無税で贈与することができます。土地の相続税評価額が上昇すると見込まれる場合は早急に実行するといいますが、下落見込みの場合は直前に実行するのがよいでしょう。

② 孫や嫁に生前贈与

相続人に対する贈与は、相続開始前3年以内のものであれば、相続財産として相続税の対象になります。しかし、孫や嫁のような相続人でないものに対する贈与は、この規定はありません。したがって、直前対策として効果があります。

③ 嫁や孫を養子にする

嫁や孫を養子にすると基礎控除額の非課税枠、生命保険・死亡退職金の非課税枠が増えると共に、累進課税の相続税の計算システムにより、相続税が安くなります。

ただし、相続税の計算の制限で、実子がある場合は1人、実子がない人は2人に養子の人数が制限されています。

④ 生命保険の活用

死亡保険金のうち、500万円×法定相続人の数が非課税になる等色々活用できます。

